

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 PCDS(太平洋軍備撤廃運動: Pacific Campaign for Disarmament and Security)／平和資料協同組合(準)
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907
●編集責任者 梅林宏道
●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

38 97/2/1

¥100

注目され始めたキャンベラ委員会報告

ただちに取るべき手順

——核の脅威を減らせるために——

国際司法裁判所の「核兵器は原則的に国際法違反」とする勧告的意見(96年7月8日)とキャンベラ委員会報告(同8月14日)は、徐々に国際政治に影響を生み始めている。将軍や提督たちの反核声明(本誌35号)は、キャンベラ委員会に加わったバトラー大将(米)やカーバー元帥(英)が組織したものであった。カナダでの核兵器政策の見直しは両報告に直接的に動機づけられている。

とくにキャンベラ委員会報告に掲げられた、核兵器の脅威を減らせるため「ただちにとるべき手順」は、核軍縮の具体的行動への提案として、具体的意味をもじらじめている。

本誌では、キャンベラ委員会が出た当時、紙面の都合でその内容を紹介することができなかった。ここに在日本オーストラリア大使館が訳出した委員会報告「要旨」を改めて掲載しておく。

核兵器廃絶のための キャンベラ委員会 報告書要旨

(1996年8月14日提出)

キャンベラ委員会は、核兵器とその及ぼす脅威を世界から除去するため、即時の断固とした努力が必要であると信じている。核兵器の破壊力は強大である。そのいかなる使用も破滅的である。

核兵器が永久に保存され、しかも偶然によっても、決定によっても、決して使用されることはないとする主張には信頼の余地がない。唯一完璧な防御法は、核兵器の廃絶と絶対に二度と作らないという確約しかない。

二極対決の終焉で核災害の危機が去った訳ではない。ある意味では、偶發的、あるいは誤算による使用の危険が増加している。核兵器保有国における政治的動搖や国家権威の低下は、核兵器や兵器資材の安全な運用、管理を保障する現在の制度を無能にし、惨事の確率を増加させかねない。核能力がそれほどには進んでいない他の諸国や国に準じた集団、あるいは将来このような能力を保持したいと望んでいる国々も、同様の運命に見舞われる可能性がある。

永らく核兵器は、戦場で個別の目標を捕捉するには、余りにも破壊力が強く、無差別すぎると思われてきた。核兵器の破壊力が極めて強大であるため、相手の核兵器使用を抑止できると信じる以外に、同等な軍備の相手に立ち向かえる軍事的に有効なものは何も存在しない。核兵器を保有することによって、これまで様々な地域で、大国が直接、間接に関与

してきた戦争を防止出来ていない。これらの大国が屈辱的な後退を余儀なくされた時ですら、核兵器の使用は適さないと思われた。

どの核保有国も、いまだに国の政策として、化学兵器や生物兵器の使用に対抗して、核兵器を使用すると公言したり、

カナダの核兵器政策見直し 4月開始か

前号に紹介したカナダ議会の外交貿易常任委員会による核兵器政策見直しの実施時期について、中心になってロビー活動にとりくんでいるNGO「プロジェクト・プラウシェア」のグラント・バークス(事業担当)から、PCDSのカナダの事務所に連絡があった。

それによると、「委員会の現在の仕事の負担を考えると、核兵器見直しは4月以後になるであろう」という。M

使用しようとしてはいない。このような懸念に対する解決は、御しがたい開発の早期発見に特に重点を置いた、化学兵器禁止条約および生物兵器禁止条約の強化と効果的実施ならびにその世界的

な遵守にかかっている。いかなる違反に対する反応も多国間でなされるべきである。

こうすれば、核兵器に対して残る唯一

の軍事的効用は、他国の使用を抑制することにある。この効用があることは、核兵器が継続して存在することを意味する。核兵器がなくなれば、この効用も完全に消滅する。

冷戦の終焉は、核兵器を廃絶しようとする国際的取り組みの新しいチャンスを生み出した。これは即刻促進しなければならない。さもなくともこの機会は失われる。

新しい行動環境

核兵器には独特的安全保障上の利点があると主張し、しかもそれを持つ権利を自分たちだけに限ろうとする、一握りの国家だけが核兵器を保有している。このような状態は極めて差別的であり、従って不安定である。永続しないであろう。いかなる国家による核兵器の保有も、絶えずそれ以外の国の保有欲を駆り立てる。

1960年代に、核保有国が何ダースにも増える可能性を察して、世界はこれを嫌悪し、反対した。その結果が、こうした兵器のない世界の実現を約束した、1968年の核拡散防止条約(NPT)であった。N

PTやその他の核不拡散条約の全体的な成功は満足すべきであるが、その締結は困難であったし、何の保証もない。水平的拡散再開の見通しは現実のものとなっている。

核兵器の拡散は国際社会が直面している最も緊急の安全保障課題の一つである。国際的核不拡散体制の影響にも関わらず、いくつかの国が核兵器の開発を行い、あるいは製造を継続したり、密かに開発に努力しているという現実には当惑する。核兵器や核物質をテロ集団が入手する可能性は、国際社会に対する脅威を増大させている。

冷戦の終焉は、核兵器を廃絶しようと

する国際的行動の新しい環境、新しいチャンスを生み出した。これは即刻促進しなければならない。さもなくともこの機会は失われる。

核兵器の廃絶は全ての国を含めた全世界的努力でなければならない。そのためのプロセスは、どの国にも、いかなる段階においても、これ以上の核軍縮は安全保障に対する脅威であると感じさせないことを保証する必要がある。このためには、核兵器の廃絶は、そのための今後の行動が、プロセスのそれぞれの段階で安全かつ確実に行われることに全ての国が満足出来るよう、段階的に検証しながら削減する一連の方法が取られるべきである。

まず、5大核保有国が、最高の政治レベルで核兵器の廃絶を明確に決意し、その達成のため必要とする作業を直ちに開始するのに同意することである。

直ちに取るべき段階

最初に要求されるのは、5大核保有国が、核兵器の廃絶を明確に決意し、その達成のため必要とする実務的な段階や交渉に関わる作業を、直ちに開始するの

に同意することである。この決意は最高の政治レベルでなされなければならぬ。核非保有国は核保有国の決意を支持し、その実施のための国際的協力行動に加わるべきである。この決意は討議の性格や戦争計画の推進力、さらに近

代化計画の時期、事実、その必要性まで、直ちに変更されることになるであろう。これは、核兵器の使用とさらなる拡散という二つのリスクを担った世界の、核兵器に対する無期限の管理から、核兵器廃絶の管理へと、核兵器の範疇を移

行させるであろう。この決意の交渉は、第一段階の1997年実施を目標に、直ちに開始すべきである。

核保有国の核兵器のない世界実現への決意には、一連の実践的、現実的かつ相互に強化し合える段階を伴うべきである。このような段階には即刻実行できるものが数多くある。これによって核戦争の危機が大幅に削減され、全ての国、特に核保有国の安全保障が促進されるであろう。その実施によって、安全保障態勢の中での核兵器の役割を、一層軽減しようとする核保有国の意図が、明確に確認されることになるであろう。勧告する段階は次のとおりである：

- 核戦力の臨戦態勢解除
- 運搬手段から核弾頭の取り外し
- 非戦略的核兵器配備の停止
- 核実験の中止

● アメリカとロシアの核保有削減交渉開始

● 核保有国間における相互の核兵器先制使用放棄と、非核保有国に対する核兵器使用禁止の同意

核兵器保有国は、全ての核戦力を臨戦態勢から外すべきで、これによって偶発的あるいは正当に指令されない核兵器発射の機会が劇的に減少できる。また、臨戦態勢の削減は核保有国が独自に行うべきである。

運搬手段から核弾頭を実際に取り外すことは、核戦力の臨戦態勢解除で達成された成果を大幅に強化するであろう。この措置は、核戦力が、知らされたか同意された時間の枠内でのみ、臨戦態

勢に再編成できるという限度まで実施可能である。

核保有国は独自に、全ての非戦略的核兵器を配置した地点から、それぞれの領土にある一定数の安全な格納施設に移動すべきである。

包括的核実験禁止条約(CTBT)の全世界的な適用はこれからであるが、全ての国は直ちにこの条約が核実験に関して規定しているとおり、実験の凍結に従うべきである。

アメリカとロシアは、冷戦中に蓄積された核兵器の削減で、引き続き指導性を發揮すべきである。その目的は、全ての核保有国の核戦力レベルを、信頼できる検証が可能になった時点で核兵器を廃絶しようとする決意を、明確に反映した方向に向かわせるものでなければならない。

核保有国は、互いに先制使用をせず、あるいは核兵器使用の威嚇を行わず、そして非核保有国とのいかなる紛争に際しても核兵器を使用せず、使用の威嚇をしないことに同意し、公言すべきである。このような合意は、早急に実行に移すべきである。

民間ならびに軍事的核活動に対する効果的な非拡散を保証し、非拡散の義務を全世界が受け入れるよう努力する行動が必要である。

強化段階

直ちに取るべき行動として勧告した段階の実施によって達成される決意、業績、善意の堅固な基盤の上に、次の段階が取られるべきである：

- 水平的拡散防止の行動
- 核兵器のない世

● 界実現のための検証協定の促進

● 核爆発を目的とした核物質の生産中止

核拡散の問題は、極く少数の国家による継続した核兵器保有と複雑に関連している。拡散が管理されている世界環

境は、軍縮の過程と最終的な廃絶への動きを促進するであろうし、その逆もある。廃絶過程でのいかなる新しい核保有国の出現も、核兵器廃止の過程を深刻に脅かしかねない。民間ならびに軍事的核活動に対する効果的な非拡散を保証し、非拡散の義務を全世界が受け入れるよう努力する行動が必要である。

核兵器のない世界実現の達成と維持には効果的な検証が欠かせない。各国が核兵器廃絶に同意する前に、検証の取り決めによって密かに兵器、兵器部

品、兵器生産手段、あるいは未申告の核物質を保有あるいは入手して、軍縮の過程を欺瞞しようとする企ても直ちに探知できるという高度の信頼性が求められる。核兵器廃絶後の世界で安全保障を維持するため、各國の核活動の継続した平和的、非爆発利用に対しては、検証システムが高度の保証を与えるべきである。検証システムから得られる保証のレベルで充分かどうかについては、政治的判断が必要であろう。完全に確実な検証システムがないので、現存の全ての兵器管理や軍縮の協定には、こうした性格の政治的判断が求められてきた。

核兵器のない世界実現のための核拡散防止条約で重要な点は、場所が公表されていてもいなくても、未公表の核活動が探知出来る極めて高度に開発された能力であろう。核兵器保有国、非

公表保有国および保有瀬戸際国における核活動に対する保護の段階的延長は、全ての国で保護政策が普遍的に適用されるまで必要であろう。核弾頭が取り外されたり、破壊されていて、その核物質は兵器に再使用することが不可能であるという、最大限の信頼性を持たせるための検証システムが必要である。

核兵器を廃絶しようとする政治的決意には、効果的な検証を含めて核軍縮のために必要な資源を喜んで提供しようとする意欲が伴わなければならない。各国は、違反が探知されれば直ちに行動が起こされることを信頼すべきである。こうした意味で、安全保障理事会は、与えられた特定の指令に基づき、国連憲章に則って、どのように討議していくかを引き続き考慮しなければならない。これによって、憲章にもらられた集団安全保障がいかにこの分野で効果があるかを実証で

きるに違いない。

米ロ戦略兵器削減条約(START)や核に対する信頼醸成措置は、全世界的な核兵器削減交渉を受け入れる、国際的な環境を作り上げるべきである。アメリカとロシアは、核軍縮の過程にイギリス、フランス、中国を参加させるプロセスを開始できるであろう。その先で早期に取るべき段階は、アメリカとロシアが、核保有国と戦略兵器削減条約の検証や兵器削減、破壊した兵器からの核物質検証と管理などに関する情報や知識を分かち合うことによって、削減検証のための基盤を整えてやることであろう。核に関する信頼醸成でアメリカとロシアの経験は、他の核保有国やそれらの国が関係して促進された新しい措置にも波及させ得るであろう。

できるだけ早急に、核兵器の最終的廃絶という究極の目的達成に向かって、このプロセスを突進させる目標と指針で合意を見ることが、根本的に重要である。

将来の環境

能になる。

中心的な軍縮の過程と同時に、核軍縮と拡散防止に向かっての環境構築のために、全ての国、特に核保有国によって支援された活動が必要になってくるであろう。

核兵器絶滅を追及するためには、彈道弾迎撃ミサイル制限条約(ABMT)の正当性を、全面的に擁護することが極めて重要になるであろう。

核兵器のない地帯は、核兵器のない世界を有効に推進、支持できる構造の一部である。核兵器のない地帯が、それぞれの地域の安全保障に関する懸念に対応できるような、特定の機構を備えて全世界に広がれば、核兵器のない世界へ移行するための段階的な体系化が可

能になる。

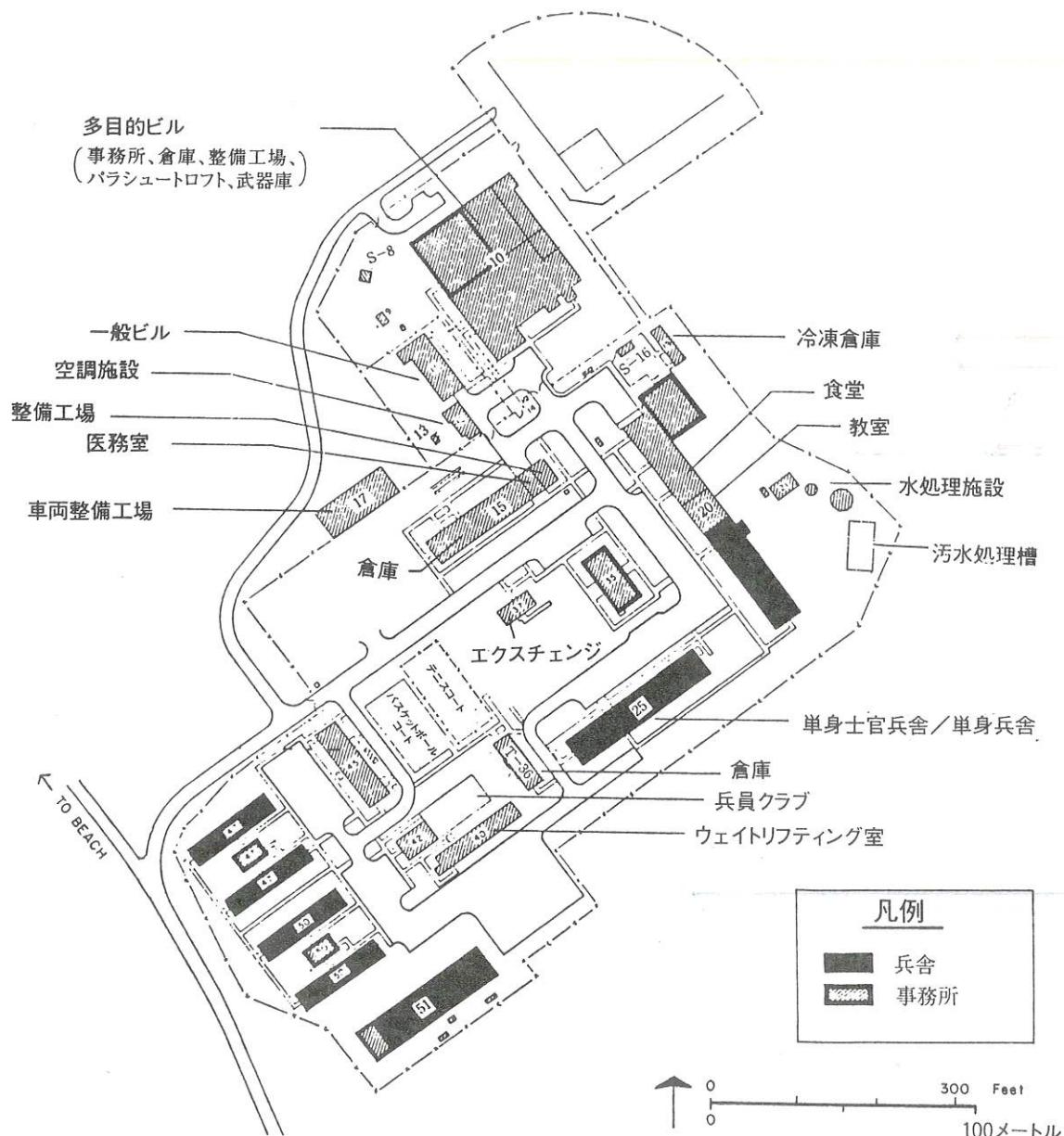
国家的行動のレベルにおいて、各國は、様々な条約の下で、それぞれの国の規制や管理の下に置かれていて高度の慎重さが要求される核物質、装置、技術などを、これらを誤用する恐れのあるものの手に渡さないことを保証する基本的な義務を負っている。

キャンベラ委員会は、核兵器の威嚇あるいは使用に関する法的正当性についての勧告的意見を求めた国連総会の要請に対する、1996年7月の国際司法裁判所の回答に満足して注目した。厳格で効果的な国際管理の下に、あらゆる面での核軍縮を誠実に求め、その交渉を終結に導く義務があるとした裁判所の見解は、正に委員会が実施を望んでいる義務である。

委員会は、核兵器廃絶の精密な時間枠を設定することの利点を慎重に考慮したが、敢てそれを行わなかった。しかしながら、このことは委員会が、弾頭解体施設数が限られているといった、現状の制限からくる期限の延長を認めていることを意味するものではない。こうした制限は、政治的決定や解体促進のために必要な財源の配分によって解決されるであろう。さらに、その他の制限要因は、廃絶を達成する最終段階で必要となる検証制度に必要な信頼性の醸成であるかも知れない。こうした関連から、キャンベラ委員会は、できる限り早急に、最終的廃絶という究極の目的達成に向かって、このプロセスを突進させる目標と指針で合意を見ることが、根本的に重要であると現在も確信している。(訳:オーストラリア大使館広報部)M

恩納通信所マスター・プラン初公開

本誌32号や35号でも伝えたように、恩納通信所の汚水処理槽でPCBや水銀などの有害物質が発見された。現在でも汚染原因は不明である。平和資料協同組合は、1980年作成の同通信所のマスター・プランを米国情報公開法に基づいて入手しているので紹介する。



恩納通信所施設配置図

出典：米海軍施設技術太平洋部「キャンプ・バトラー・マスター・プラン」(1980年9月)

米軍のマスター・プランとは、それぞれの基地の土地利用と施設開発についてガイドラインを示すものであり、基地の現状についても記述されている。

1982年、海兵隊の偵察大隊が移駐した後、同通信所は遊休化していたが、ここに掲載するマスター・プランが作成され

た1980年は同通信所が最も活発に使用されていた時期である。

マスター・プランの図や文から、PCBなどの有害物質の原因として、車両整備工場や電子通信修理施設などでの変圧器、コンデンサー、電磁スイッチなどの使用が推測される。

以下、米海軍施設技術太平洋部作成「キャンプ・バトラー・マスター・プラン」(1980年9月)の一部を訳出する。文中の括弧内の番号は、図上の番号と一致する。

●施設

恩納通信所には、27棟の建物があり、

それらの総床面積は12万5千平方フィート(約1万1千613平方メートル)あまりである。大部分の建物は、鉄筋コンクリートづくりで、空軍によって1956年から1969年に建てられた。4棟(10、20、25、51)は2階建てで、そのほかは1階建てである。人員支援施設には、ウエイトリフティング室、兵員クラブ、劇場、エクスチェンジがある。屋外レクリエーション施設には、照明付きソフトボール場、照明付き運動場2施設、海水浴ビーチがある。

(a) 作戦・訓練施設

・武器庫

2階建ての多目的ビル(10)に520平方フィート(約48平方メートル)の武器庫がある。

・教育施設

2階建ての建物(20)に、1452平方フィート

(約135平方メートル)の教室がある。

(b) 整備施設

・パラシュートロフト

多目的ビル(10)の一部(2500平方フィート、約232平方メートル)はパラシュートロフトとして使用されている。

・モーター・輸送整備工場

面積4000平方フィート(約372平方メートル)のモーター・輸送整備工場がある(17)。これは、倉庫(15)の700平方フィート(約65平方メートル)の事務室スペースによって補われる。

・電子・通信修理施設

多目的ビル(10)の4000平方フィート(約372平方メートル)は、電子・通信修理施設である。

(c) 倉庫

多目的ビル(10)の13070平方フィート(約1214平方メートル)、建物15の4198平方フィート(390平方メートル)は倉庫である。そのほかの小規模の貯蔵施設には、240平方フィート(約22平方メートル)の建物(S-16)の中の食堂倉庫、99平方フィート(約9平方メートル)の建物(13)の中の塗料倉庫、64平方フィート(約6平方メートル)の建物(S-8)の中の一般倉庫、かまぼこ型プレハブ(T-36)がある。

(d) 医科・歯科施設

建物15には、大隊前線応援手当所(1200平方フィート、約111平方メートル)がある。これは多目的ビル(10)の中の420平方フィート(約39平方メートル)の倉庫によって補われる。(訳:照屋みどり)⑩

日誌
1997.1.6~1.20

(作成:笠本丘生、照屋みどり)

CD=ジュネーブ軍縮会議/CTBT=包括的核実験禁止条約/EU=欧州連合/IAEA=国際原子力機関/ICJ=国際司法裁判所/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/MOX=混合酸化物核燃料/NPT=核不拡散条約/SACO=沖縄に関する特別行動委員会/START=戦略兵器削減条約

●1月7日付 1950年代末、当時の米アイゼンハワー大統領が、中国軍の台湾攻撃と第二次朝鮮戦争の場合、限定的な核攻撃実施との戦略指針。58~60年のNSC議事録で明らかに。58年時点での沖縄への核兵器配備も判明。
●1月8日 露プリマコフ外相、NATOとの「特別な関係」規定する文書調印に、新規加盟国への核兵器不配備など3条件明示。
●1月8日 KEDOのボスワース事務局長と北朝鮮の許・無任所大使、軽水炉建設の用地引き渡しと労働力、施設などの提供に関する2通の議定書に調印。潜水艦事件で凍結状態の軽水炉建設着工、再始動。
●1月8日 広島市と広島平和文化センター、昨年8月6日の平岡市長の平和宣言解説した「平和宣言を読む」刊行、無料配布。「核兵器使用の違法性」「CTBT」などの用語も詳述。
●1月9日 訪韓中の加藤・自民党幹事長、韓・副首相と会談。北朝鮮での軽水炉建設費用負担問題で、負担決定手続きと日朝関係改善が並行することが望ましいとの考え方。

**郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000- (6ヶ月
¥2,500-) です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。**

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

照屋みどり(PCDS)、笠本丘生(平和資料協同組合)、パティ・ウリス(PCDS、カナダ)、中田眞里子(平和資料協同組合)、梅林宏道

沖縄

●1月16~17日 今年初の104号線越え実弾砲撃演習。2日間で534発撃ち込む。
●1月17日 梶山官房長官、海上ヘリポートの建設地について、日米政府がキャンプシュワブ沖で合意していることを明らかに。
●1月17日 防衛施設庁の首藤施設部長、4月から104号線越え実弾砲撃演習を廃止すると明言。
●1月19日 浦添市長選、「那覇軍港の浦添移設反対」を掲げた宮城氏が当選。

沖縄のこと

◆1月 普天間実施委員会(FIG)設置、初会合。
◆2月中旬 沖縄政策協議会
◆2月21日 県収用委員会による米軍用地強制使用手続き第1回公開審理。
◆3月12日 強制使用手続き第2回公開審理。
◆3月18日 象のオリ訴訟第4回口頭弁論。
◆5月14日 米軍12施設の一部用地強制使用期限切れ。

読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さると幸いです。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。